

久喜市議会  
令和元年6月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第 39 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 40 号	専決処分の承認を求めることについて	12
議案第 41 号	専決処分の承認を求めることについて	15
議案第 42 号	令和元年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号） について	18
議案第 43 号	令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 1 号）について	19
議案第 44 号	令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）について	20
議案第 45 号	久喜市行政不服審査法関係手数料条例の一部を 改正する条例	21
議案第 46 号	久喜市選挙長等の費用弁償条例の一部を改正す る条例	22
議案第 47 号	久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例	23
議案第 48 号	久喜市介護保険条例の一部を改正する条例	24
議案第 49 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	25
議案第 50 号	新市基本計画の変更について	28
議案第 51 号	路線の認定について	29
議案第 52 号	路線の廃止について	32
報告第 11 号	継続費逡次繰越額の報告について	33
報告第 12 号	繰越明許費繰越額の報告について	35
報告第 13 号	事故繰越し繰越額の報告について	37
報告第 14 号	建設改良費の繰越額の報告について	39
報告第 15 号	継続費逡次繰越額の報告について	41
報告第 16 号	建設改良費の繰越額の報告について	43
報告第 17 号	事故繰越し繰越額の報告について	45
報告第 18 号	専決処分の報告について	47
報告第 19 号	専決処分の報告について	49

## 議案第39号

### 専決処分の承認を求めることについて

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市税条例等を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例等の一部を改正する条例(別紙)

平成31年3月29日

久喜市長 梅 田 修 一

## 久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2

号口」を「附則第15条第33項第2号口」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号口」を「附則第15条第33項第3号口」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
------	--------	--------

	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等)」を「特定仮換地等)」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

第2条 久喜市税条例の一部を次のように改正する。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。  
(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31



日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動

車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成29年久喜市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、久喜市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第4条 久喜市税条例等の一部改正する条例(平成30年久喜市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、久喜市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加

え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該「市長が指定する期間内に行う同項の申告」については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中久喜市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条及び附則第5条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第15号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の久喜市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例(以下「31年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市都市計画税条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成31年3月29日

久喜市長 梅 田 修 一

## 久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第18項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の久喜市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。



## 議案第 4 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、緊急に久喜市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成31年3月29日

久喜市長 梅 田 修 一

## 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「17万円」に、「12万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

令和元年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和元年度久喜市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 3 号

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 4 号

令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和元年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 6 月 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 5 号

久喜市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

久喜市行政不服審査法関係手数料条例(平成28年久喜市条例第9号)を次のように改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第46号

### 久喜市選挙長等の費用弁償条例の一部を改正する条例

久喜市選挙長等の費用弁償条例(平成22年久喜市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「1回の選挙」を「1日」に、「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市選挙長等の費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。



## 議案第47号

### 久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成22年久喜市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(保証人及び利率)」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第48号

### 久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第6号中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「25,900円」を「21,600円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「30,200円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「38,800円」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

介護保険法施行令の改正に基づき、第1段階から第3段階までに該当する第1号被保険者の介護保険料を軽減するため、この案を提出するものであります。

議案第49号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「第71項金額の欄ア及び第77項金額の欄ア」を「第76項金額の欄ア及び第82項金額の欄ア」に改め、同表第2項、第3項、第6項、第7項、第10項、第11項及び第13項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第21項金額の欄を次のように改める。

ア	イ及びウ以外の場合 180,000円
イ	建築基準法第48条第16項第1号に規定する増築、改築又は移転の場合 120,000円
ウ	建築基準法第48条第16項第2号に規定する建築の場合 140,000円

別表第2第24項中「又は第5項第3号」を「、第5項又は第6項第3号」に改め、同表第36項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表第37項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表第38項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表第63項事務の種別の欄中「認定」の次に「の申請に対する審査」を加え、同表第64項事務の種別の欄中「第86条の8第3項」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を、「認定」の次に「の申請に対する審査」を加え、同表中第89項を第92項とし、第82項から第88項までを3項ずつ繰り下げ、同表第81項中「第77項金額の欄ア」を「第82項金額の欄ア」に、「第77項金額の欄イ」を「第82項金額の欄イ」に改め、同項を同表第84項とし、同表第80項を第83項とし、同表第79項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表第82項とし、同表中第78項を第81項とし、同表第77項中「第81項」を「第84項」に改め、同項を同表第80項とし、同表中第76項を第79項とし、同表第75項中「第71項金額の欄ア」を「第76項金額の欄ア」に、「第71項金額の欄イ」を「第76項金額の欄イ」に改め、同項を同表第78項とし、同表中第74項を第77項とし、同表第73項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表第76項とし、同表第72項中「第72項」を「第77項」に改め、同項を同表第75項とし、同表中第71項を第74項とし、第70項を第73項とし、同表第69項中「第65項金額の欄ア」を「第70項金額の欄ア」に、「第65項金額の欄イ」を「第70項金額の欄

イ」に改め、同項を同表第72項とし、同表中第68項を第71項とし、同表第67項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項を同表第70項とし、同表第66項中「第66項」を「第71項」に、「第67項」を「第72項」に改め、同項を同表第69項とし、同表中第65項を第68項とし、第64項の次に次の3項を加える。

65	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円
66	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	120,000円
67	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	160,000円

第2条 久喜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2第70項、第76項及び第82項中「171,480円」を「174,600円」に、「118,560円」を「120,700円」に、「228,720円」を「232,900円」に、「147,720円」を「150,400円」に、「262,200円」を「267,000円」に、「161,760円」を「164,700円」に、「346,440円」を「352,800円」に、「204,960円」を「208,700円」に、「636,960円」を「648,700円」に、「347,520円」を「353,900円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事務手数料の額を定める等とともに、消費税法等の一部改正に伴い、所要の事務手数料の額を改定したので、この案を提出するものであります。

議案第50号

新市基本計画の変更について

新市基本計画(変更案)を別冊のとおり提出する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新市基本計画の計画期間を延長し、引き続き本計画によるまちづくりを推進するため、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第51号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜248号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜249号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜250号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜251号線	久喜市北青柳	久喜市太田袋	
久喜252号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜253号線	久喜市吉羽	久喜市西	
久喜3375号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜3376号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜3377号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜3378号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜3379号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜3380号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜3381号線	久喜市原	久喜市原	
久喜3382号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜3383号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜3384号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜6228号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6229号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6230号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6231号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6232号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6233号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6234号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6235号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6236号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6237号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6238号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	

久喜6239号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6240号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
久喜6241号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜7447号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜7448号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜7449号線	久喜市西	久喜市吉羽	
久喜7450号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜7451号線	久喜市吉羽	久喜市栗原	
久喜7452号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜8312号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜8313号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜8314号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜8315号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜9451号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9452号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9453号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9454号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9455号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9456号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9457号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9458号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9459号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9460号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9461号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9462号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜9463号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜9464号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
久喜9465号線	久喜市吉羽	久喜市吉羽	
菖蒲80号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
菖蒲1912号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
菖蒲1913号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
菖蒲1914号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
菖蒲1915号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町河原井	
菖蒲1916号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
菖蒲1917号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	



菖蒲1918号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
----------	---------	---------	--

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第52号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜2259号線	久喜市上早見	久喜市上早見	
久喜3029号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜3030号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜3033号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜3038号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜3039号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜3054号線	久喜市下早見	久喜市下早見	
久喜3074号線	久喜市原	久喜市原	
久喜3112号線	久喜市除堀	久喜市除堀	
久喜9076号線	久喜市久喜東四丁目	久喜市久喜東四丁目	
久喜9330号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9333号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9334号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9355号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	
久喜9386号線	久喜市太田袋	久喜市太田袋	

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第 1 1 号

継続費逦次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、平成30年度久喜市一般会計予算継続費の逦次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成30年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	
9	消防費	1 消防費 防災行政無線デジタル化更新事業	1,345,348,000	388,294,000	75,295,600	463,589,600	338,367,952	125,221,648	125,221,648	121,648	0	125,100,000	0

報告第12号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成30年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成30年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	2 道路橋りょう費	西堀・北中曽根線道路改良事業	43,250,000	39,468,000	0	12,737,000	24,100,000	0	2,631,000
	4 都市計画費	東鷲宮駅周辺整備事業	133,236,000	133,236,000	0	51,870,000	70,000,000	0	11,366,000
		東停車場線整備事業	61,182,000	61,182,000	0	24,004,000	21,700,000	0	15,478,000
		平沼和戸線整備事業	11,200,000	11,200,000	0	1,000,000	0	0	10,200,000
		(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備事業	33,025,000	33,025,000	0	6,000,000	5,400,000	0	21,625,000

報告第13号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成30年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成30年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業【繰越明許費分】	69,335,122	47,755,679	21,579,443	0	21,579,443	0	0	0	0	21,579,443	市道久喜7063号線道路改良事業に必要な土地の購入にあたり、所有者が行う対象物件の移転に伴う農地転用手続きに時間を要したこと、並びに市道久喜6227号線仮橋の付加設備設置にあたり、関係機関との協議や特殊な材料の納品に不測の日数を要したため。
	4 都市計画費	(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園整備事業【繰越明許費分】	42,431,688	27,973,603	14,458,085	0	14,458,085	0	0	0	0	14,458,085	土地購入に必要な敷地内の建物等の解体に不測の日数を要したため。
10 教育費	2 小学校費	小学校ブロック塀改修事業	71,726,040	37,263,240	34,462,800	0	34,462,800	0	0	34,400,000	0	62,800	江面第一小学校、清久小学校及び久喜小学校の改修にあたり、転落防止柵及び目隠しフェンスの納品に不測の日数を要したため。
		小学校プール改修事業	49,615,200	20,080,000	29,535,200	0	29,535,200	0	0	0	0	29,535,200	江面第一小学校プールの改修にあたり、下地調整及びライン塗装が降雨の影響により不測の日数を要し、塗装後に施工する工事にも遅延が生じたため。
	3 中学校費	中学校ブロック塀改修事業	8,137,800	3,292,200	4,845,600	0	4,845,600	0	0	4,800,000	0	45,600	久喜中学校の改修にあたり、既存ブロックの撤去及びフェンス工事の掘削範囲に木の根があり、伐根及び掘削に不測の日数を要したため。
		中学校耐震化整備事業	79,866,000	44,604,000	35,262,000	0	35,262,000	0	0	0	0	35,262,000	久喜東中学校の改修にあたり、照明器具及び脱落防止部材の納品に不測の日数を要したため。



報告第14号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成30年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成30年度久喜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	円 973,855,000	円 713,955,663	円 25,477,200	円 0	円 0	円 25,477,200	円 234,422,137	円 0	市道鷲宮657号線（下宮前橋）水管橋の劣化状況が確認され、補強資材に変更が生じ、製作に時間を要するため。

報告第15号

継続費通次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、平成30年度久喜市水道事業会計予算継続費の通次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成30年度久喜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰 越 額	翌年度繰越額に係る財 源内訳	翌年度繰越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度繰越 繰 越 額	計				損 益 勘 定 留 保 資 金	
1 資本的支出	1 建設改良費	吉羽浄水場配水ポンプ 棟築造工事及び場内整 備工事	円 367,365,000	円 145,431,000	円 0	円 145,431,000	円 7,724,000	円 137,707,000	円 137,707,000	円 137,707,000	円 0
1 資本的支出	1 建設改良費	吉羽浄水場自家発電機 設備及び配水設備更新 工事	円 842,970,000	円 344,665,000	円 0	円 344,665,000	円 5,346,000	円 339,319,000	円 339,319,000	円 339,319,000	円 0
1 資本的支出	1 建設改良費	八甫浄水場受変電設備 更新工事	円 213,905,000	円 157,862,000	円 0	円 157,862,000	円 122,441,000	円 35,421,000	円 35,421,000	円 35,421,000	円 0

報告第16号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成30年度久喜市下水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成30年度久喜市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	汚水ポンプ場建設改良事業	95,879,000	7,009,200	88,418,000	29,600,000	50,400,000	8,418,000	451,800	0	北中継ポンプ場及び上内中継ポンプ場の設計変更に伴う機器の製作に時間を要するため。
		雨水ポンプ場建設改良事業	14,299,000	3,520,800	10,670,000	0	10,100,000	570,000	108,200	0	清久大池放流ゲートの動作不良が確認され、製作・工事に時間を要するため。

報告第17号

事故繰越し繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成30年度久喜市下水道事業会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

平成30年度久喜市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	汚水管渠建設改良事業 【建設改良費の繰越分】	円	円	円	円	円	円	円	市道栗橋1165号線他下水道管布設替工事について、推進工法を変更したことにより、工期に時間を要するため。
			237,597,000	94,163,526	83,473,200	0	79,200,000	4,273,200	59,960,274	0		



報告第18号

専決処分の報告について

桜田小学校放課後児童クラブ新築(建築)工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的   | 桜田小学校放課後児童クラブ新築(建築)工事                           |
| 2 | 変 更 請 負 金 額 | 177,681,600円                                    |
| 3 | 今回変更による増額   | 2,721,600円                                      |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市青毛2丁目5番地18<br>株式会社三嘉ホーム 久喜支店<br>支店長 御 厨 豊 |

平成31年3月19日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第19号

専決処分の報告について

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和元年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 46,349 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

平成31年4月23日午前9時45分頃、久喜市伊坂地内(栗橋駅西土地区画整理事業地内)の公園予定地において、職員が刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び、道路に止まっていた自動車の窓ガラスを破損させた。

令和元年5月15日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。